

令和3年5月
市川市教育委員会 定例会 会議録

市川市教育委員会

令和3年5月市川市教育委員会 定例会 会議録

- 1 日 時 令和3年5月6日（木）午後2時開議
- 2 場 所 市川市役所第2庁舎 大会議室 1
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会議成立の宣言
 - 3 議事日程の決定
 - 4 議案第2号 市川市スポーツ推進審議会委員の委嘱に関する意見の申出について
 - 5 報告第6号 教育委員会から教育長に委任された事務の管理及び執行の状況の報告について
 - 6 議案第3号 市川市教育振興審議会への諮問について
 - 議案第4号 市川市奨学資金条例施行規則等の一部改正について
 - 議案第5号 市川市中央公民館の閉館について
 - 議案第6号 市川市社会教育委員の解嘱及び委嘱について
 - 議案第7号 市川市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱及び任命について
 - 議案第8号 市川市いじめ防止対策委員会委員の委嘱について
 - 議案第9号 令和3年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約の制定について
 - 議案第10号 令和3年度教科用図書葛南西部採択地区協議会事務経費予算の協議について
 - 議案第11号 令和3年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の推薦について
 - 議案第12号 市川市奨学生選考委員会委員の解嘱及び委嘱について
 - 議案第13号 市川市学校運営協議会委員の解任及び任命について
 - 議案第14号 市川市教育支援委員会委員の委嘱について
 - 7 報告第7号 小中一貫型小学校・中学校（東国分中学校・曾谷小学校・稲越小学校）の統括校長の指名に関する臨時代理の報告について
 - 報告第8号 市川市学校運営協議会委員の解任及び任命に関する臨時代理の報告について
 - 8 閉会

4 本日の会議に付した事件

- 1 議案第2号 市川市スポーツ推進審議会委員の委嘱に関する意見の申出について
- 2 報告第6号 教育委員会から教育長に委任された事務の管理及び執行の状況の報告について
- 3 議案第3号 市川市教育振興審議会への諮問について
- 議案第4号 市川市奨学資金条例施行規則等の一部改正について
- 議案第5号 市川市中央公民館の閉館について
- 議案第6号 市川市社会教育委員の解嘱及び委嘱について
- 議案第7号 市川市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱及び任命について
- 議案第8号 市川市いじめ防止対策委員会委員の委嘱について
- 議案第9号 令和3年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約の制定について
- 議案第10号 令和3年度教科用図書葛南西部採択地区協議会事務経費予算の協議について
- 議案第11号 令和3年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の推薦について
- 議案第12号 市川市奨学生選考委員会委員の解嘱及び委嘱について
- 議案第13号 市川市学校運営協議会委員の解任及び任命について
- 議案第14号 市川市教育支援委員会委員の委嘱について
- 4 報告第7号 小中一貫型小学校・中学校（東国分中学校・曾谷小学校・稲越小学校）の統括校長の指名に関する臨時代理の報告について
- 報告第8号 市川市学校運営協議会委員の解任及び任命に関する臨時代理の報告について

5 出席者

教育長	田中	庸惠
委員	平田	史郎
委員	平田	信江
委員	島田	由紀子
委員	大高	究
委員	山元	幸惠

6 出席職員、職・氏名

教育次長	松丸	多一
生涯学習部長	永田	治
生涯学習部次長	吉田	一弘

学校教育部長	小倉 貴志
学校教育部次長	新部 操
学校教育部学校建設担当参事	佐原 達雄
教育総務課長	町田 茂幸
社会教育課長	荒井 義光
義務教育課長	藤井 義康
学校安全安心対策担当室長	河部 純
指導課長	野口 敏樹
就学支援課長	秀谷 康久
学校地域連携推進課長	関上 亨
教育センター所長	小籠 宏
文化スポーツ部スポーツ課長	長島 武志

7 事務局職員、職・氏名

教育総務課	主 幹	須志原 みゆき
//	副主幹	岩瀬 絢子
//	主 査	新田 伸子

○教育長

それでは、ただ今から、令和3年5月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の審議案件は、議案13件、報告3件で、お配りいたしました議事日程のとおりでございます。日程に従い議事を進めます。本日の議事のうち、議案第9号「令和3年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約の制定について」、議案第10号「令和3年度教科用図書葛南西部採択地区協議会事務経費予算の協議について」、議案第11号「令和3年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の推薦について」ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項のただし書きの規定により、議事を公開しないこととしてよろしいか、お諮りいたします。非公開とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○教育長

ありがとうございます。挙手全員であります。よって、これらの議案につきましては、同条第8項の規定により討論を行わず公開しないことといたします。なお、非公開の審議については、本日の案件が、すべて終了してから行います。

それでは、「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、平田信江委員、大高究委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。続いて、議事の進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において、平田史郎委員を指名いたします。平田史郎委員、お願ひいたします。

○平田史郎委員

かしこまりました。それでは、「議案」に入ります。議案第2号「市川市スポーツ推進審議会委員の委嘱に関する意見の申出について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育総務課長

教育総務課長です。議案第2号「市川市スポーツ推進審議会委員の委嘱に関する意見の申出について」ご説明いたします。議案の1ページをお願いいたします。本審議会の委員につきましては、令和2年11月1日から令和4年10月31日までの2年間に任期として委嘱しております。この度、任期中の委員について、関係行政機関である千葉県小・中学校体育連盟市川・浦安支部の委員長の改選があったため、現委員の河合滋委員を解嘱し、市長が新たに委員を委嘱することに関しまして、ご意見を伺うものでございます。議案の3ページをお願いいたします。委嘱する委員につきましては、関係行政機関である千葉県小・中学校体育連盟市川・浦安支部の改選後の委員長である岡良和氏を、新たな委員として選任いたしたいとこのことでございます。説明は以上でございます。なお、ご質問等に対しましては、文化スポーツ部スポーツ課長よりお応えいたします。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。よろしゅうございますね。特に質疑がないようですので、議案第2号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

全員挙手であります。本案は原案のとおり可決いたしました。文化スポーツ部におかれましては、このあと他の公務があると伺っております。どうぞご退席ください。続きまして説明の都合上、報告に入ります。報告第6号「教育委員会から教育長に委任された事務の管理及び執行の状況の報告について」を説明してください。

○教育長

教育長です。次の議案第3号におきまして、令和2年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検・評価を行うにあたり、市川市教育振興審議会の意見を求めることについて、審議をしていただきますが、この事務には教育委員会から教育長に委任された事務も含まれますことから、当該教育長に委任された事務の管理及び執行の状況について、議案第3号の審議に入る前に、報告させていただきます。なお、「別冊1 教育委員会点検・評価報告書案」のうち、5ページ以降に記載した、第3期市川市教育振興基本計画に基づく事務の点検・評価をお示しすることにより、行わせていただきます。また、内容の詳細は、議案第3号のご審議をいただく際に、担当課からご説明申し上げます。

私からは、令和2年度の状況について、概要を申し上げます。それでは、別冊1の9ページ、10ページをご覧ください。「評価結果一覧」でございます。第3期計画の施策について、令和2年度の評価をまとめております。第3期計画の点検・評価では、4段階の評価としております。各記号の見方は、9ページ上の囲み部分のとおり、「◎（二重まる）」は「施策の実現が図られてきている」、「○（ひとつまる）」は「施策の実現が概ね図られてきている」、「△（しろさんかく）」は「施策の実現が図られてきているといえない」、「▲（くろさんかく）」は「施策の実現が図られていない」を意味しております。施策は全部で44ございます。そのうち、令和2年度の評価は、39の施策については「○、施策の実現が概ね図られてきている」、5つの施策については「△、施策の実現が図られてきているといえない」といたしました。「施策の実現が図られてきているといえない」と評価した施策についていくつか説明させていただきます。15ページをご覧ください。目標1の施策3「読書教育の推進」でございます。施策の成果指標が二つ、参考指標が一つございます。成果指標は「『お子さんは、誰とでも優しく関わっている』と回答する保護者の割合」及び「『読書は好きです』と回答する児童生徒の割合」でございます。どちらの指標も目標値には届かず、成果指標10では目標値からかなり離れている状況でございます。今後は、学校図書館の活用と読書活動の推進に向けて、学校司書や司書教諭の研修の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、26ページをご覧ください。目標3の施策2「食育の推進」でございます。成果指標は二つございます。「『給食を楽しんで食べている』と回答する児童生徒

の割合」及び「『朝は主食とおかず(主菜、副菜)がそろった食事をしている』と回答する児童生徒の割合」です。両指標とも低下傾向がみられ、目標値からかなり離れている状況でございます。今後は、お話し給食や地場産物を生かした食育を推進していくとともに、家庭との連携を深めるために、関係各課と連携し、学校や児童生徒の情報を共有してまいりたいと考えております。私からの報告は、以上でございます。

○平田史郎委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。よろしゅうございますね。特に質疑がないようですので、報告第6号を終了いたします。続きまして「議案」に入ります。議案第3号「市川市教育振興審議会への諮問について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育総務課長

教育総務課長です。議案第3号「市川市教育振興審議会への諮問について」ご説明いたします。議案7ページをご覧ください。はじめに、諮問理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び第2項におきまして、教育委員会は、毎年、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表しなければならないこと、そして、点検・評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとするのが規定されております。このため、令和2年度の点検・評価について、市川市教育振興審議会に意見を求めるため、諮問するものでございます。8ページをご覧ください。こちらが諮問書でございます。

続きまして、右上に別冊1と記載された冊子、「教育委員会点検・評価報告書案」をお手元にお願いいたします。こちらは、教育委員会事務局が行った点検・評価で、教育振興審議会への諮問資料となるものでございます。本日は、この報告書案を教育委員会の案として審議会に諮問することについて、ご審議いただくものでございます。修正すべき点等がある場合はそれを反映させたいと、審議会に諮問をいたします。

次に、昨年度からの主な変更点について、3点ご説明いたします。1点目は、施策の評価の目安についてです。7ページをご覧ください。施策の評価に当たっては、昨年度も取組状況等を加味する旨を記載しておりましたが、令和2年度については、コロナ禍においても工夫して活動したかどうかという取組状況も評価の視点とする旨を記載しております。2点目は、昨年度の教育振興審議会の答申を踏まえた改善点です。改善点は二つございます。一つ目はページの構成でございます。12ページをご覧ください。「施策の評価について、市民への説明責任を十分に果たすため、施策に対する取組の具体と成果を結び付けた記述の仕方を工夫されたい。」とのご指摘に対応するため、施策の説明文と評価の下に、まず、【主要事業・取組の実績】を記載し、その下に【評価と今後の方向性】を記載するようにし、つながりが見えるようにいたしました。二つ目は成果指標の追加でございます。「各施策の取組における調査対象の拡大、地域の活動状況の把握、施策の成果を捉えやすい具体的な指標など、成果指標の追加も含め検討されたい。」との

指摘に対応するため、成果指標を五つ追加いたしました。43ページ及び44ページをご覧ください。一例でございますが、目標6の施策3「図書館機能を活用した学習活動の充実」に、成果指標74として、「『図書館に満足している』と回答する人の割合」を追加いたしました。3点目は、成果指標に令和2年度の数値が記載できない場合の表記方法でございます。25ページをご覧ください。成果指標22、グラフの余白に令和2年度調査未実施等の文言を「枠がこみ」で貼り付け、令和元年度までの経過については確認できるようにしております。

次に、点検・評価の概要について、ご説明いたします。恐れ入りますが、1ページにお戻りください。「1 目的」は、効果的な教育行政の推進、市民への説明責任、そして、本市教育の一層の振興を図ることでございます。「2 対象」は、令和2年度における教育委員会の活動状況と、第3期市川市教育振興基本計画に掲げる施策です。「3 方法」です。計画の施策については、それを支える事業の取組状況や成果指標等の令和2年度の達成状況をもとに、教育委員会事務局で、施策の進捗状況の評価と今後の取組の方向性について検討したところでございます。

次に、令和2年度の教育委員会の活動状況についてです。2ページをご覧ください。まず、教育委員会の概要を記載後、「1 主な取組」といたしまして、「教育行政運営方針に掲げた取組の実現」、「新型コロナウイルス感染症への対応」、「市川市学校環境基本計画の策定」の3点について記載をいたしました。3ページをお願いいたします。「2 教育委員会会議の開催状況」を記載いたしました。そして、4ページで、「3 総合教育会議の開催」、「4 その他の活動状況」、5として、令和2年度の活動のふりかえりと今後の取組の方向性について記載しているところでございます。

次に、5ページ及び6ページをご覧ください。こちらは、第3期計画の体系図でございます。三つの方針のもとに12の目標があり、それぞれ施策が紐づいております。施策に関する説明は、時間が限られておりますので、△としている「施策の実現が図られてきているといえない」と評価した施策のうち、先ほど教育長から説明ございました施策を除いたものを報告させていただきます。

それでは、「方針1 感性を豊かに働かせ、社会の中でたくましく生きていくことのできる子どもを育てる」にかかる施策について、ご説明いたします。21ページをお願いいたします。「情報教育の推進」です。個の施策には、成果指標が二つあります。このうち、成果指標18「『コンピューターやインターネットなどを活用した学習に進んで取り組んでいる』と回答する児童生徒の割合」では、小中とも低下傾向にあり、目標値100パーセントを大きく下回っている状況でございます。今後は、ICT環境整備に努めるとともに、「学校図書館の機能を生かした情報活用能力育成に向けた学び方体系表」を整備し、情報活用能力推進に向けた授業づくりの推進に努めてまいります。27ページをお願いいたします。「体力向上の取組の推進」でございます。成果指標は二つあります。このうち成果指標26「新体力テストの総合得点Tスコア」は、コロナ禍により令和2年度は未実施となっております。成果指標27「『お子さんは、すすんで体を動かしている』と回答する保護者の割合」では、小中とも横ばいの傾向にあり、目標値を下回っている状況でございます。児童生徒の体力の低下が今後予想されるため、実態把握に努め、対策を

講じてまいります。

続きまして、「方針2 “自分らしく輝くための学び” の環境の実現と学びのセーフティネットを構築する」にかかる施策について、ご説明いたします。方針2につきましては、「施策の実現が図られてきているといえない」、△としました施策はございませんでした。

続きまして、「方針3 社会の変化を見据えた教育環境の整備を図り、市川の質の高い教育を推進する」にかかる施策について、ご説明いたします。81ページをお願いいたします。「教育のICT環境の整備」でございます。成果指標は三つ、参考指標は一つです。成果指標70「教育センターが行っている情報教育に関する研修会を受けて、『授業で活用できる』と回答する教職員の割合」は、研修会の実施を見合わせたことから調査未実施となっております。成果指標18「『コンピューターやインターネットなどを活用した学習に進んで取り組んでいる』と回答する児童生徒の割合」では、小中とも低下傾向にあり、目標値を大きく下回っている状況にあります。今後は、1人1台のタブレットの整備に向けて、機器の調達及びネットワークの構築を進めてまいります。施策に関する説明は以上となります。

最後に、今後の予定でございます。本日のご意見を踏まえ、この報告書案を教育委員会のもので、教育振興審議会に5月11日に諮問し、ご審議をいただき、5月20日に答申をいただく予定となっております。そして、6月の教育委員会定例会において答申の報告をさせていただきます、改めて報告書案について教育委員の皆様にご審議いただく予定でございます。説明は以上でございます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○平田史郎委員

ありがとうございます。以上の説明につきまして、質疑はございますでしょうか。平田信江委員。

○平田信江委員

21ページと81ページ等に掲載されている、成果指標18「コンピューターやインターネットなどを活用した学習に進んで取り組んでいる」と回答する児童生徒の割合というところで、小中学校ともに令和元年度よりも大きく減っている状況があります。この取組みに関しては、機器を増やしたりする等で解決されるということなのですが、令和元年度時点でこれだけ活用しているという数値が出ているのは、どのようなことを行っていたのでしょうか。また、令和元年度でこれだけ数値が出ていて、令和2年度で減っているのは、内容的にはどのようなことを現場で行わなくなったのか等、状況を教えていただけますか。

○小倉学校部長

令和元年度では、パソコン室のパソコンを使って、調べ学習などをよく行っておりました。これは引き続き行っておりますが、昨年度は休校があったため、調べ学習などの時間が確保できず、教科書を終わらせることに時間を費やしてしまったので、必然的に昨年度は下がったという状況です。また今年度、来年度以降は数値が回復することを期待しております。

○平田信江委員

わかりました。環境的な要因であって、特に学習において、あえてITを使わな

くなったなど、そういうことではないということですね。

○小倉学校教育部長

そうです。

○平田信江委員

わかりました。ありがとうございました。

○平田史郎委員

教育総務課長、何か補足等ございますか。

○教育総務課長

特にございません。

○平田史郎委員

それでは、他に質疑はございますでしょうか。他に質疑がないようですので、議案第3号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

全員挙手であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第4号「市川市奨学資金条例施行規則等の一部改正について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育総務課長

教育総務課長です。議案第4号「市川市奨学資金条例施行規則等の一部改正について」ご説明いたします。議案の9ページをお願いいたします。最初に、改正の理由です。教育委員会規則で定めている申請書等の様式のうち、押印廃止が可能なものについては、速やかに押印を不要とする取扱いができるように市川市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則を定め、押印を省略する取扱いとしております。今回、様式には「印」の表記がありながらも、押印を不要とする取り扱いについて、申請者等の混乱を招く恐れがあることから、特例規則により押印を省略することとした様式から個別に「印」を削除するほか、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正の内容です。議案の10ページをお願いいたします。教育委員会規則のうち、市川市奨学資金条例施行規則、市川市高等学校、専修学校及び大学入学準備金の貸付けに関する条例施行規則、市川市学校施設の開放に関する規則において定めております様式のうち、特例規則において押印を省略することとした様式から「印」を削除するほか、申請書等の提出先となっている教育委員会等の敬称「様」を削除いたします。施行期日は、速やかに本規則を施行させる必要があることから、公布の日を施行期日とするものでございます。説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

○平田史郎委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。よろしゅうございますね。特に質疑がないようですので、議案第4号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

全員挙手であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第5号「市川市中央公民館の閉館について」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○社会教育課長

社会教育課長です。議案第5号「市川市中央公民館の閉館について」、ご説明をいたします。資料は、別冊2でございます。別冊2の2ページをお願いいたします。本案件は、八幡分庁舎の老朽化、中央公民館のバリアフリー化など、現在の施設が抱えている課題を解消するため、親子つどいの広場や集会施設の機能を残しつつ、多彩な地域コミュニティが集える複合施設を目指し、八幡分庁舎及び中央公民館等について、建て替えるものです。中央公民館を閉館する方針につきまして、教育委員会の議決を求めする必要がありますことから、令和3年5月定例教育委員会に議案を提出するものでございます。閉館の時期につきましては、解体工事が令和3年11月から始まる予定のため令和3年10月末としておりますが、今後、事業の進捗状況によりまして、中央公民館の閉館及び条例改正の時期につきましても変更する場合がございます。説明は、以上でございます。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。よろしゅうございますね。特に質疑がないようですので、議案第5号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

全員挙手であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第6号「市川市社会教育委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○社会教育課長

社会教育課長です。議案第6号「市川市社会教育委員の解嘱及び委嘱について」、ご説明をいたします。19ページをお願いいたします。本案件は、市川市社会教育委員を委嘱している委員より、離職に伴う辞任の申し出がありましたことから、市川市社会教育委員設置条例第2条第1項に基づき、委員候補として1名を選出しましたので、委員の解嘱及び委嘱につきまして、5月定例教育委員会の議案として提出するものでございます。解嘱委員及び委嘱委員につきましては議案の20ページの通りでございます。任期につきましては、同条例第3条の規定により前任者の残任期間とし、令和4年9月30日までとなります。説明は、以上でございます。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○平田史郎委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第6号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

全員挙手であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第7号「市川市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱及び任命について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○学校安全安心対策担当室長

学校安全安心対策担当室長です。議案第7号、「市川市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱及び任命について」、ご説明いたします。議案の21ページをご覧ください。令和3年2月の市議会定例会で、市川市いじめ問題対策連絡協議会等条例が制定され、条例第4条第1項の規定に基づき、新たに委員を委嘱、及び任命する必要がございます。議案の22ページをご覧ください。委嘱・任命委員一覧のとおり、学校関係者3名、関係行政機関職員3名、関係団体の代表2名、合計8名を委員として委嘱してよろしいか伺います。また、市の職員5名を委員として任命してよろしいか伺います。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○平田史郎委員

ありがとうございます。以上の説明につきまして、質疑はございますでしょうか。山元委員。

○山元幸恵委員

1点質問させていただきます。2号委員において学校教育の関係者として南行徳小学校、中学校の教員が入っておりますが、この地区が入っている理由、どのような根拠で入っているのか、その辺りについてご説明お願いいたします。

○学校安全安心対策担当室長

ご説明いたします。この2号委員の学校教育の関係者につきましては、校長会に推薦の依頼を申し上げまして、推薦していただいた方々です。

○山元幸恵委員

了解いたしました。

○平田史郎委員

よろしゅうございますか。特に地域ということではないということですね。それでは、他に質疑はございますでしょうか。よろしゅうございますか。他に質疑にがないようですので、議案第7号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

全員挙手であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第8号「市川市いじめ防止対策委員会委員の委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○学校安全安心対策担当室長

学校安全安心対策担当室長です。議案第8号、「市川市いじめ防止対策委員会委員の委嘱について」、ご説明いたします。議案の23ページをご覧ください。市川市いじめ問題対策連絡協議会等条例第10条第1項の規定に基づき、新たに委員を委嘱する必要があります。議案の24ページをご覧ください。市川市いじめ防止対策

委員会 委嘱委員一覧のとおり、学識経験者5名を委員として委嘱してよろしいか伺います。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○平田史郎委員

以上の説明につきまして、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第8号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

全員挙手であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第12号「市川市奨学生選考委員会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○就学支援課長

就学支援課長です。議案第12号「市川市奨学生選考委員会委員の解嘱及び委嘱について」説明をさせていただきます。議案の25ページをご覧ください。はじめに提案理由について説明をさせていただきます。本市では、学力が優良でありながら、経済的な理由により、高等学校又は高等専門学校の修学が困難な方に対しまして、教育の機会均等を図ることを目的として、奨学資金制度を実施しております。奨学生の選考等につきましては、教育委員会の諮問機関として、「市川市奨学生選考委員会」を設置し、ご審議いただいているところでございます。当該選考委員会の委員数につきましては、市川市奨学資金条例第10条第1項の規定により、8名とされておりますが、この8名の委員のうち、公立の高等学校の関係者より委嘱されている委員から、辞任の申出があったことから、当該委員の解職をお諮りし、併せて新たな委員の委嘱について提案させていただくものになります。

次に委員の候補者について説明させていただきます。議案26ページをご覧ください。千葉県高等学校長協会市川浦安地区に対しまして、奨学生の選考にご協力いただける方の推薦を依頼いたしましたところ、公立高等学校関係者として、千葉県立国府台高等学校校長、刈込英昭様の推薦をいただいたところでございます。任期につきましては、市川市奨学資金条例第10条第3項の規定により、前任者の残任期間とされていることから、令和3年11月30日までとなります。説明は以上となります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○平田史郎委員

ありがとうございます。以上の説明につきまして、質疑ございますでしょうか。よろしゅうございますね。特に質疑がないようですので、議案第12号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

全員挙手であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第13号「市川市学校運営協議会委員の解任及び任命について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○学校地域連携推進課長

学校地域連携推進課長です。議案第13号「市川市学校運営協議会委員の解任及び任命について」、ご説明いたします。別冊4の1ページをお願いいたします。

本案は、市川市学校運営協議会の設置等に関する規則に基づき、学校運営協議会」を運営するにあたり、委員を任命する必要があるため、提案するものでございます。令和3年度に委員を全員任命する学校につきましては、令和2年度末に学校運営協議会委員の任期が満了したことから、学校長、園長のご推薦をもとに、任命予定者をあげさせていただきました。また、令和2年度に委員を任命した学校校につきましては、辞任の申し出のあった委員の解任の提案をさせていただくとともに、新たな委員を学校長、園長のご推薦をもとに任命をすることから提案させていただくものです。なお、対象学校の校長等が退職や他校に異動された場合等は、資格を自動的に喪失するため解任予定者として提案しておりません。各学校・幼稚園の解任予定者及び任命予定者は、2ページ以降のとおりです。説明は以上となります。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第13号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

全員挙手であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第14号、「市川市教育支援委員会委員の委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育センター長

教育センター所長です。議案第14号、「市川市教育支援委員会委員の委嘱について」、ご説明させていただきます。議案27ページから28ページをご覧ください。市川市教育支援委員会委員の任期満了にともない、市川市教育支援委員会条例第3条及び第4条の規定に基づき、第1号委員は医師6名、第2号委員は学識経験のある者3名、第3号委員は特別支援教育の関係者4名、合計13名を、教育支援委員会委員として委嘱したいので、委員会の議決をを求めるものでございます。説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。よろしゅうございますか。特に質疑がないようですので、議案第14号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

全員挙手であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

続きまして報告に入ります。報告第7号「小中一貫型小学校・中学校（東国分中学校・曾谷小学校・稲越小学校）の統括校長の指名に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○義務教育課長

義務教育課長です。報告第7号、「小中一貫型小学校・中学校（東国分中学校・曾谷小学校・稲越小学校）の統括校長の指名に関する臨時代理の報告について」ご説明いたします。議案の29ページをご覧ください。市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則（昭和39年教育委員会規則第1号）の一部を改正する規則が令和3年4月1日から施行され、改正後の規則、第49条の3第1項の規定に基づき、小中一貫校・通称東国分爽風学園に令和3年度から統括校長を置くこととなりました。統括校長は、同条第2項の規定により、小中一貫校の校長のうちから、教育委員会が指名することとされています。本来であれば、本会議において議案として提出し、ご意見を頂かなければならないところですが、東国分爽風学園の今年度1回目の準備会議まで、教育委員会の会議を開催する時間がなかったことから、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、教育長の臨時代理とさせていただきます。したがって、同規則同条第2項の規定により、ご報告するものでございます。なお、具体的な内容につきましては、30ページの通りでございます。以上でございます。

○平田史郎委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、報告第7号を終了いたします。

次に、報告第8号「市川市学校運営協議会委員の解任及び任命に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○学校地域連携推進課長

学校地域連携推進課です。報告第8号「市川市学校運営協議会委員の解任及び任命に関する臨時代理の報告について」ご説明いたします。議案の31ページから33ページをお願いいたします。大町小学校と塩浜学園の学校運営協議会委員につきまして、辞任の申し出があった委員の解任と新たに委員の任命を行う必要がございましたが、5月の定例教育委員会以前に学校運営協議会が開催され、報告第7号と同様に、教育長が臨時に代理いたしましたので、本日、ご報告をさせていただきます。報告の説明は以上となります。

○平田史郎委員

ありがとうございます。以上の説明につきまして、質疑はございませんか。特に質疑がないようですので、報告第8号を終了いたします。続きまして、非公開の審議に入ります。それでは教育長、お願いいたします。

○教育長

承知いたしました。それでは、議案第9号、議案第10号及び議案第11号の審議に入りますが、市川市教育委員会会議規則第10条の規定により、指定する方以外は、退席をお願いします。教育次長、各部部長、次長、参事、指導課長、教育総務課長以外の方は退席してください。これにて、暫時休憩といたします。

【暫時休憩 指定職員以外退席】

○教育総務課長

平田史郎委員、議事の再開をお願いいたします。

○平田史郎委員

かしこまりました。議事を再開いたします。議案第9号「令和3年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約の制定について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○指導課長

指導課長です。議案第9号「令和3年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約の制定について」ご説明申し上げます。お手元の別冊議案資料3の1ページから4ページをご覧ください。教科書の採択につきましては、公立学校で使用する教科書にあっては、その学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会が権限を有することとなっております。市川市は浦安市との2市による共同の採択地区を千葉県教育委員会より設定されており、この2市の教育委員会が同一の教科書を採択するため葛南西部採択地区協議会を開催し協議を行うこととなっております。また、この協議会の運営に関する規約の制定に関しましては、各市町村教育委員会による事前承認が必要となっております。このことから本議案を、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第1条第1項第5号に基づき、本日提案するものでございます。なお、本年度は令和4年度使用の教科用図書のうち、特別支援学校用、特別支援学級用教科書（学校教育法附則第9条の規定による一般図書）及び昨年度採択を行いました中学校における教科用図書のうち、新たに一社が検定に合格いたしましたことを受け、中学校歴史分野の再採択を行うこととなっております。以上でございます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

○平田史郎委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第9号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第10号「令和3年度教科用図書葛南西部採択地区協議会事務経費予算の協議について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○指導課長

指導課長です。議案第10号「令和3年度教科用図書葛南西部採択地区協議会事務経費予算の協議について」ご説明申し上げます。教科書採択にあたりましては、協議会の事務の執行に要する経費が発生いたします。この経費の内容は会議費、委員報償費、研究調査費、研究調査報告書作成費、事務局費でございます。この経費は葛南西部採択地区となる市川市と浦安市が負担することとなっております。このことから本議案を、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第1条1項第5号に基づき、本日提案するものでございます。つきましては、先に議決いただきました令和3年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約第15条の規定に基づき、採択地区協議会事務経費予算案を別紙のとおり提案させ

ていただきます。以上でございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

○平田史郎委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第10号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

○教育長

それでは、次に、議案第11号に入りますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定により、私と山元委員は、一旦退席いたします。これにて、暫時休憩といたします。

【暫時休憩 田中教育長・山元委員退席】

○教育総務課長

平田史郎委員、議事の再開をお願いいたします。

○平田史郎委員

はい、かしこまりました。議事を再開いたします。議案第11号「令和3年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の推薦について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○指導課長

指導課長です。議案第11号「令和3年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の推薦について」ご説明申し上げます。採択地区協議会において教科用図書を採択するための協議を行う際に、教育委員会の権限と責任が十分に反映されるように配慮する必要があることを踏まえ、教育委員会は採択地区協議会の委員を推薦することとなっております。このことから本議案を、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第1条1項第5号に基づき、本日提案するものです。つきましては、先に議決いただきました令和3年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約第5条第2項の規定に基づき、市川市の委員6名を別紙のとおり提案させていただきます。以上でございます。ご審議の程、よろしく願い申し上げます。

○平田史郎委員

はい、ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特にございませんね。特に質疑がないようですので、議案第11号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

在席者全員挙手であります。本案は原案のとおり可決いたしました。それでは、田中教育長、山元委員に入室していただきます。

【田中教育長・山元委員再入室】

○平田史郎委員

それでは、ただいま審議が終わり、「令和3年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の推薦について」を可決いたしました。それでは、指導課からの申し出がございましたので非公開議案を回収させていただきます。本日予定しておりました議案の審議はこれで終了いたします。それでは、田中教育長よろしく願いいたします。

○教育長

それでは、退席しておりました職員を入室させますので、しばらくお待ちください。

【職員再入室】

○教育長

それでは、これをもちまして、令和3年5月定例教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

(午後2時54分閉会)